

茂企民第 174 号
令和 4 年 9 月 13 日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 山田 広宣 様

茂原市長 田中 豊彦

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和 3 年 11 月 29 日付け茂監第 118 号)

企画財政部	市民税課
監 査 結 果	
市税は市の歳入の根幹をなすものであることから、次年度の予算編成にあたっては、コロナ禍での社会経済状況や市内企業等の状況等を十分勘案し、財政課と協議しながら適切な対応を図られたい。	
措 置 内 容	
令和 4 年度の予算編成にあたり、市税それぞれの歳入見込額については、コロナ禍での社会経済状況等の変化を考慮して算定した。特に、市民税については、個人市民税では総務省及び厚生労働省の作成した統計資料の数値を指標とし、法人市民税ではコロナ禍における企業の業績への影響を勘案して試算を行った。その後、財政課と協議を重ね、適切に歳入予算額を算定した。	